

※令和7年7月20日をもって、募集は終了しています。

選挙クイズ ～応募して、景品を当てよう！！～

年 名前

☆①～③から正しいと思うものを選び、○をしてください。

第1問 投票所に朝一番に来た人だけができることは何でしょうか？

- ①入場時、テープカットをすることができる ②投票を2回出来る
- ③投票箱の中を見ることができる

第2問 同じ名字の立候補者がいて、投票用紙に名字だけが書かれていました。さて、どうなる？

- ①無効票になる ②その名字の立候補者全員に1票入る
- ③その名字の立候補者の得票数に比例して1票を振り分ける

第3問 投票用紙は好きな紙を使ってよいでしょうか？

- ①使ってよい ②使ってはいけない

第4問 記念に投票用紙を家に持って帰ってもよいでしょうか？

- ①持って帰ってよい ②持って帰ってはいけない

第5問 選挙権を持っていない子どもは一人で投票所に入れるでしょうか？

- ①入れる ②入れない

**7月20日は
参議院議員通常選挙！**

おうちの人と一緒に
投票所に行って、応募しよう！！



選挙クイズ ～解答・解説編～

ぼくが解説するね！



<第1問> 正解は・・・③投票箱の中を見ることができる

解説

投票所に朝一番に来れば、投票箱の中を見ることができるよ。不正がないか、中に何も入っていないことを確認してもらうんだ。この後、開票が始まるまで、投票箱が開けられることはないよ。

<第2問> 正解は・・・③その名字の立候補者の得票数に比例して1票を振り分ける

解説

同じ名字の立候補者「諏訪太郎」と「諏訪花子」がいて、太郎が700票を、花子が300票を得ていたとしよう。「諏訪」とだけ書かれた投票が1票あった場合、それぞれの得票数に比例して、太郎へ0.7票、花子へ0.3票が振り分けられるんだ。この結果、最終の得票数は、太郎が700.7票、花子が300.3票になるよ。

<第3問> 正解は・・・②使ってはいけない

解説

選挙管理委員会が用意した投票用紙以外は無効になるから、好きな紙であっても使ってはいけないよ。

<第4問> 正解は・・・②持って帰ってはいけない

解説

投票用紙は投票するために渡しているものだから、持って帰らないでね。

<第5問> 正解は・・・②入れない

解説

選挙権を持っていない子どもは一人では投票所に入れなくても、選挙人と一緒なら入れるよ。でも、選挙人に代わって投票用紙に記入したり、投票箱に投票用紙を入れたりすることはできないから、選挙権を持つまで楽しみにしててね♪